

サンシャイン 60 展望台 てんぼうパーク 撮影規程

株式会社サンシャインエンタプライズが運営・管理する「サンシャイン 60 展望台 てんぼうパーク」(以下、「展望台」という。)において撮影を希望される方は、以下の規定を遵守して撮影に臨んでください。

1. 利用料金及び利用時間

- (1) 利用時間は展望台への搬入開始から完全撤収までの時間とさせていただきます。
- (2) 利用料金・利用時間については別紙料金表をご参照ください。

2. 利用方法等

- (1) 撮影を希望される方(以下、「利用者」という。)は、弊社指定の撮影申請書をご提出いただきます。
- (2) 撮影申請書をご提出いただいた後、撮影日の3日前までに、弊社指定の銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込手数料は、利用者側にてご負担をお願いいたします。

3. キャンセル等

- (1) キャンセルの場合は、撮影日の3日前までにご連絡願います。
- (2) キャンセル料・・・撮影日の2日前より、キャンセルの場合は会場利用料金及び立会い人件費の半額、当日キャンセルの場合は会場利用料金及び立会い人件費の全額をキャンセル料としていただきます。

4. 撮影希望日の変更

撮影日を他の日に変更する場合は、延期料金として立会い人件費・警備・整理人員それぞれ1名につき1時間分をお支払いいただきます。

※2日前の15時までにご連絡いただければ、延期料金は発生いたしません。

5. 撮影時間の延長

当日の撮影申請時間を越える撮影については、延長料として別途会場使用料金、立会い人件費が発生いたします。

6. 利用制限及び禁止事項

- (1) 利用者は、弊社の許可なく第三者に使用権を譲渡もしくは転貸することはできません。
- (2) 申請または利用中においても、次の場合は申請の取り消し、もしくは利用停止の処置をとることがあります。この場合、利用者が被る損害に対して弊社は一切の責任を負いません。
 - ① 利用料金を所定の期日までにお支払いいただけていないとき。
 - ② 申込書に虚偽の記載があったとき。著しく利用目的・内容が異なるとき。
 - ③ 風紀上または安全管理上好ましくないとき弊社が認めたとき。
 - ④ 施設又は設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
 - ⑤ 公序良俗に反する、または社会的道徳上悪影響を及ぼし弊社イメージを傷つける可能性があるとき。
 - ⑥ 利用者が暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(総称して「反社会的勢力」という)であると認められるとき。集团的、常習的に暴力的不法行為または反社会的行為を行うと認められるとき。
 - ⑦ 利用者が特定の宗教や政治、特殊な結社団体などに関わりがあると弊社が判断するとき。

- ⑧ ビル内入居者、来街者、他の催事に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑨ 弊社の許可のない場所で撮影またはその他作業等を行なったとき。
- ⑩ 会場内の火気使用、危険物のお持込を行ったとき。
- ⑪ 音、振動、臭気の発生等により弊社施設及び周辺施設（下階等）に迷惑を及ぼすとき、またはその恐れがあると弊社が判断したとき。
- ⑫ 介助犬等の生き物以外の犬・猫・小鳥その他愛玩動物、家畜・家禽類などの持込を行ったとき。
- ⑬ 施設内で喫煙行為をしたとき。
- ⑭ 災害その他不可抗力により、施設の利用が出来ないとき。
- ⑮ 利用者が以下の状態であると判明したとき。
 - ・仮差押、仮処分、強制執行もしくは不渡り処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ・破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てを受け、または自らこれらの申し立てをしたとき。
- ⑯ テロや暴動・災害その他不可抗力により当会場の利用が不可能になったと弊社が判断したとき。
- ⑰ その他、施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- ⑱ 関係官公署の許可申請、届出が必要な場合は、利用者側にて期日までに行い、承認を受けてください。
- ⑲ 撮影場所・撮影方法については別途ご相談ください。
- ⑳ 撮影した画像・映像・出版物等の見本は弊社へご提出ください。
- ㉑ 上記以外でご不明な点がありましたら、別途ご相談ください。

7. 免責及び損害賠償

- (1) 利用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損事故に関しては、その原因の如何を問わず弊社は一切の責任を負いません。損害保険に関しては申込者側にてご検討ください。
- (2) 利用に伴い、サンシャインシティ内外の建造物・設備・備品・その他附帯設備などを毀損、汚損、紛失させた場合、その損害金額をご負担いただきます。
- (3) その他本規程に違反した場合、賠償請求をすることがあります。

8. 会場利用の注意事項

- (1) 会場または周辺の器具・備品等を移動した場合は原状回復をお願いします。
- (2) 撮影は利用申請者と弊社が立会い、利用場所の混雑が予想される場合は弊社指定の警備員の立会いのもとに実施していただきます。
- (3) 火事・傷病者等事故が発生した場合には、直ちに消防（電話119）並びに総合防災センター（電話03-3989-3429）にご連絡後、早急に弊社の立会い担当者にもご連絡ください。
- (4) 会場使用に際し知り得た情報に関しては第三者への開示、漏洩、公表しないようにお願いいたします。

本規程は、各使用者に通知することなく変更することがございます。この場合、変更後の規程に従って施設を利用するものとします

以上

2023.4